

## 随意契約理由書

業務名：大阪府立東住吉支援学校普通教室等内装改修工事

本業務は、老朽化が進む府立学校の学習環境を改善させることを目的とし、府立東住吉支援学校（以下「東住吉支援学校」という。）の普通教室6教室及び廊下の内装改修を行うものです。

東住吉支援学校では、令和7年度、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設庁寿命化整備方針」に基づき、築50年を経過した普通教室棟について施設の長寿命化を図る必要があることから、令和7年5月20日から令和8年1月28日にかけて校舎の外部（屋上・外壁・建具等）における大規模改修を実施しています。

一方大阪府教育委員会では、府議会等にて、雨漏りによる天井の黒ずみやの壁面の亀裂等、校舎における内部の老朽化が顕著であることに關し、多数の指摘を受けております。

東住吉支援学校の児童生徒が授業を受ける教室も例外ではなく、塗装の剥がれや、雨水による漏水跡が天井の広範囲に渡っている状況が見受けられます。

加えて、東住吉支援学校に通う児童生徒は、自身の体調不調等によりパニック状態になった結果、ドアや窓を殴打するため、開閉に支障をきたす破損が見受けられるほどです。

そこで、これらの事態に対応するためには、普通教室を中心に校舎の内部を改修し、生徒の学習環境を改善していくことが必要です。

普通教室等の改修工事を実施するには、生徒が長期間不在となる長期休暇等を中心に実施する必要があります。また、開閉に支障をきたすドアや窓の破損は、不審者が校内に侵入した際に咄嗟に閉めることができず、防犯上、非常に危険な状態であるため、早急に対応する必要があります。

ついては、期限に制約があることから、校内の状況及び現在施工中の大規模改修工事の内容を十分に把握する必要があり、大規模改修工事と本工事を併行させることによる工事調整や更なる騒音が想定されることから近隣住民への理解を経た業者による工事であることが必要となります。

加えて、東住吉支援学校は大阪市内に所在し、周辺を住宅地に囲まれており、通学バスや放課後等デイサービスのための車両を確保する必要があるため、2社の工事ヤードが確保できず、大規模改修工事に加えて別の業者に工事を発注することができません。

そのため、校内の状況等を把握し、短期間での近隣住民等への地元説明、且つ工事ヤードの確保を行うことが可能な者は、令和7年度に東住吉支援学校にて大規模改修工事の受注者である東南建設工業株式会社のみです。

以上のことから、東南建設工業株式会社より見積書を徴収し、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものです。